

議案第15号

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、医療法施行規則の一部改正に伴い、療養病床を有する病院及び診療所における看護師等の人員の基準を緩和する経過措置を延長する必要があるによる。

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市病院及び診療所の人員及び施設の基準を定める条例（平成28年福岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7項を附則第9項とし、附則第6項中「この項において」を削り、同項を附則第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを市長に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを市長に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。